

○浜田市地域協議会運営規則（抜粋）

浜田市地域協議会運営規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、浜田市協働のまちづくり推進条例（令和2年浜田市条例第31号）第14条の規定に基づき、地域協議会の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第 2 条 地域協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、地域協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 3 条 地域協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議長は、会長が務めるものとする。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会長は、協議上必要があると認めるときは、関係者に対し資料の提出、意見の聴取、説明その他の協力を求めることができる。

7 会議は、公開とする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮った上で公開しないことができる。

（庶務）

第 4 条 地域協議会の庶務は、まちづくり社会教育課又は支所防災自治課において処理するものとする。

（正副会長連絡会議）

第 5 条 地域協議会相互の連絡調整及び連携を図ることを目的として、正副会長連絡会議（それぞれの地域協議会の会長及び副会長による会議をいう。以下同じ。）を開催することができる。

2 正副会長連絡会議の庶務は、まちづくり社会教育課において処理するものとする。

3 正副会長連絡会議の運営に関し必要な事項は、正副会長連絡会議に諮り別に定める。

（その他）

第 6 条 この規則に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。